

(様式1)

参加資格要件チェックリスト

受付番号※

※事務局で記載します。

	確認内容	確認欄	確認書類
	参加者の企業形態（右記いずれかに○をすること）	単体企業 ・ 共同企業体	—
1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく笠岡市の入札参加の制限を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	—
2	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）	<input type="checkbox"/>	—
3	建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。	<input type="checkbox"/>	—
4	笠岡市指名停止基準（平成17年告示第204号）に基づく指名停止の措置及び物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領に基づく入札参加の停止を受けていない者であること。	<input type="checkbox"/>	—
5	「I. 6. 設計者等」又は「I. 7. 事業支援者」に示す設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。 ① 資本関係 次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。 ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ② 人的関係 ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。 イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。 ③ その他の関係 その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。	<input type="checkbox"/>	—
6	笠岡市における令和6年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。また、共同企業体における構成員については、本事業において該当する工事について、笠岡市入札参加資格（建築一式工事、電気工事、管工事）格付区分A級を有すること。承認を得ていない事業者においては、笠岡市総務部財政課に入札参加資格申請書及び資格審査に必要な添付書類を参加申込書提出までに提出し、参加資格確認結果通知を受けるまでにその承認を得ること。	<input type="checkbox"/>	—
7	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。	<input type="checkbox"/>	—
8	市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。	<input type="checkbox"/>	⑥税の滞納がないことの証明（国・県・市） ※すべての構成員
9	建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。	<input type="checkbox"/>	
10	本プロポーザルの公告時点において経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が次に掲げる点数以上であること。 ①笠岡市内に建設業法に基づく本社又は本店（いずれも主たる事業所をいう。）を有するもの 800点 ②上記①を除くもの 1,300点	<input type="checkbox"/>	⑦最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書※すべての構成員
11	元請負人として平成21年4月1日以降に国内において完成した延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模で、病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。 ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。 ※増築の場合は、増築部分が延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模であること。	<input type="checkbox"/>	⑩施工実績確認書（様式4-3）及び添付資料
12	次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。 ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ② 平成21年4月1日以降に国内において完成した延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模で、病院の新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。 ※増築の場合は、増築部分が延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模であること。 ③ 参加申込書提出時において、所属する企業との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。	<input type="checkbox"/>	⑫技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）及び添付資料
13	本体工事を契約した場合、本体工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者及び現場代理人を専任配置できること。なお、監理技術者と現場代理人は兼任可とする。また、監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできない。 ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。 ② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。 ③ 監理技術者は、平成21年4月1日以降に国内において完成した延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模で、病院の新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。 ※増築の場合は、増築部分が延べ面積5,000㎡以上かつ一般病床数50床以上の規模であること。 ④ 参加申込書提出時において、所属する企業との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。	<input type="checkbox"/>	⑬監理技術者・現場代理人の経歴等（様式6-2）及び添付資料
14	電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は以下の要件を満たすものをいずれかを配置させること。（専任でなくても可） ア 平成21年4月1日以降に5,000㎡以上の新築又は増築工事の施工実績があること。 イ 本工事の着工時において、所属する企業との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。	<input type="checkbox"/>	⑭配置技術者名簿（様式6-3）及び添付資料
15	参加申込書類の記載事項に虚偽がないこと。	<input type="checkbox"/>	—